

報告第19号

専決処分の報告について（訴えの提起）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月3日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

専決第11号

専 決 処 分 書

訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

平成30年11月1日専決

小松島市

小松島市長 濱田 保徳

1. 訴訟当事者

- (1) 原告 徳島県小松島市横須町1番1号
小松島市
上記代表者市長 濱田 保徳
- (2) 被告 徳島県小松島市
A

2. 事件名

家屋明渡等請求事件

3. 物件目録

- (1) 所 在 徳島県小松島市
- (2) 建物名称 小松島市営 団地
- (3) 部屋番号 号棟 号室

4. 請求の趣旨及び原因の要旨その他特記事項

- (1) 被告は、原告に対し、「3物件目録」小松島市の建物を明渡せ（但し、訴え提起までの間に被告が任意に明渡に応じた場合を除く。）。
- (2) 被告は、原告に対し、平成26年1月17日から(1)の建物明渡済みまでの近傍同種家賃相当額を支払え（但し、訴え提起までの間に一部または全部の弁済等があり請求する理由がなくなった場合には当該金額を除いた額を請求するものとする。）。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める

5. 専決処分にする理由

被告は、平成25年10月に徳島県小松島市

に所有する自宅が火

災により半損となったことから、緊急避難的な措置として、平成25年10月16日より平成26年1月16日までの3ヶ月間の暫定措置の入居をすることとなった。しかしながら、被告は約束の期日を過ぎても住み続けている状況である。そのため、専決処分により明渡訴訟を提起し、平成26年1月17日以後の近傍同種家賃相当額を被告に対して請求する必要があるため。

6. 授權事項

控訴，上告，和解その他本件に関する付帯事項

7. 管轄裁判所

徳島地方裁判所

訴 状

平成30年11月 日

事件名 家屋明渡等請求事件

徳島地方裁判所 御 中

〒770-0853 徳島市中徳島町二丁目17番地

TEL 088-626-0203

FAX 088-626-0343

弁護士法人心の帆後藤田法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 宮 澤 由 浩 (主任)

弁護士 後 藤 田 芳 志

弁護士 折 野 征 平

記

当事者の表示
請求の趣旨及び請求の原因
証拠方法及び添付書類

}

いずれも別紙のとおり

当事者の表示

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原 告 小 松 島 市

代表者市長 濱 田 保 徳

〒770-0853

徳島市中徳島町2丁目17番地（送達場所）

弁護士法人心の帆後藤田法律事務所

TEL (088) 626-0203

FAX (088) 626-0343

原告訴訟代理人弁護士 後 藤 田 芳 志

同 弁護士 宮 澤 由 浩

同 弁護士 折 野 征 平

〒773-

小松島市

団地 号棟 号

被 告 A

(3) 平成25年12月16日、被告は原告に対し誓約書を提出し、本件公営住宅への無償入居は暫定措置であることを確認し、入居許可期限である平成26年1月16日までに本件公営住宅を明け渡すこと等を誓約した(甲4)。

3. 本件公営住宅の明渡請求

(1) しかるに、原告は、被告が本件公営住宅の入居許可期限を経過しても本件公営住宅を使用し続けているため、再三被告及びその同居人に対し、本件公営住宅を速やかに明渡し、入居許可期限経過後の賃料相当損害金を支払うよう指導してきた。

(2) しかし、原告の再三の請求にかかわらず、その後も被告が本件公営住宅を明け渡さず、また賃料相当損害金を支払わなかったため、原告は代理人を通じ、被告に対し、平成30年5月22日付の内容証明郵便をもって、平成30年6月末日までに、本件公営住宅を明渡し、入居許可期限経過後の賃料相当損害金を全額支払うよう催告をした(甲5の1)。

上記内容証明郵便は平成30年5月23日に、被告に送達された(甲5の2)。

(3) しかし、その後も被告は本件公営住宅を明け渡さず、また、賃料相当損害金の支払いはなされていない。

4. 被告が責任を負う賃料相当損害金

(1) 被告は、本件契約において定めた入居許可期限経過後も、本件公営住宅の使用を続けており、本件契約の目的物である本件公営住宅の返還債務の履行を遅滞している。したがって、平成26年1月17日以降、被告は、原告に対し、債務不履行に基づく、近傍同種家賃額の損害賠償債務を負う。

(2) 本件公営住宅の近傍同種家賃額及び被告が責任を負う賃料相当損害金の額は、以下のとおりである(甲6、7)。

① 平成25年度(平成26年1月～同年3月分)

1ヶ月の近傍同種家賃額は金5万8,200円

損害金は、2万8,100円(平成26年1月分) + 5万8,200円×

2ヶ月＝14万4,500円

② 平成26年度（平成26年4月～翌年3月分）

1ヶ月の近傍同種家賃額は金5万7,800円

損害金は、金5万7,800円×12ヶ月＝69万3,600円

③ 平成27年度（平成27年4月～翌年3月分）

1ヶ月の近傍同種家賃額は金5万9,200円

損害金は、金5万9,200円×12ヶ月＝71万0,400円

④ 平成28年度（平成28年4月～翌年3月分）

1ヶ月の近傍同種家賃額は金5万8,700円

損害金は、金5万8,700円×12ヶ月＝70万4,400円

⑤ 平成29年度（平成29年4月～翌年3月分）

1ヶ月の近傍同種家賃額は金5万7,800円

損害金は金5万7,800円×12ヶ月＝69万3,600円

⑥ 平成30年度（平成30年4月～同年10月分）

1ヶ月の近傍同種家賃額は金5万7,800円

損害金は金5万7,800円×7ヶ月＝40万4,600円

以上、①～⑥合計金は、金335万1,100となる。

(3) 現在の本件公営住宅の近傍同種の家賃額は、月額5万7,800円である（甲7）。

5. 以上の次第で、原告は、請求の趣旨記載のとおり、被告に対し、本件契約に基づく本件公営住宅の明渡し並びに同契約の債務不履行に基づく本件公営住宅の入居許可期限経過後の賃料相当損害金の支払を求めて、本訴に及んだ。

以上

証拠方法

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 甲第1号証 | 小松島市営住宅条例 |
| 2. 甲第2号証 | 罹災証明書 |
| 3. 甲第3号証 | 写真 |
| 4. 甲第4号証 | 誓約書 |
| 5. 甲第5号証の1、2 | 内容証明郵便、郵便物等配達証明書 |
| 6. 甲第6号証 | 賃料相当損害金計算書 |
| 7. 甲第7号証 | 基準家賃台帳 |
| 8. 甲第8号証 | 団地（仮）入居者 A 氏について |

添付書類

- | | |
|----------------|------|
| 1. 甲号各証 | 写各1通 |
| 2. 仮の固定資産評価証明書 | 1通 |
| 3. 専決処分書 | 1通 |
| 4. 委任状 | 1通 |

物件目録

1. 建物

所 在：小松島市

団地 号棟 号

種 類：共同住宅

構 造：中層耐火

床面積：74.00㎡

但し、別紙平面図の赤色斜線部分及び別紙配置図の赤色斜線部分①のとおり。

2. 付属物置

所 在：小松島市

面 積：3.3㎡（1戸あたり）

但し、別紙配置図の赤色斜線部分②のとおり。